

- 男性の料理教室……………2面
- 起業を応援します……………3面
- 市川の農業を知っていますか…4-5面
- 子育て応援ホリデー……………6面
- ISG国府台 ウィンターチャレンジ…7面
- 特別な夜景を音楽とともに……………8面

## 市県民税の申告は市役所へ 所得税の申告は税務署へ

# 税の申告はお早めに

申告期間  
2月16日(月)～3月16日(月)



市県民税・所得税の申告の受け付けが2月16日(月)から始まります。申告は税額の算出だけでなく、保険料・保育料の算出や、各種手続などの基礎資料となる大切な手続きです。早めの申告にご協力ください。

### ご注意ください 今年度より所得税の確定申告の相談・作成は市役所では行いません

相談などがある方は、市川税務署の申告書作成会場にて直接ご相談ください。  
※完全に記載し、内容確認・質問などが必要ない確定申告書に限って市役所で受け付け(仮收受)を行います。

### 市役所へ市県民税の申告が必要な方

- 平成27年1月1日現在、市川市に住んでいた方、または住んでいる方で、平成26年中に所得のあった方。※所得がなかった方も、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定や、各種証明書発行などのために申告が必要です。
  - 平成27年1月1日現在、市川市に住んでいないが、市内に事務所や事業所または家屋敷を有する方。
- ※医療費控除などを追加して、平成26年分の確定申告をした方は、市県民税の申告は必要ありません。

### 給与所得または公的年金等に係る所得のみの場合

- 通常申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。
- 勤務先から市川市へ給与支払報告書が提出されていない方
  - 給与所得・公的年金等に係る所得の他に、不動産などの所得があった方
  - 勤務先や日本年金機構などへ報告した扶養人数や障害者控除などに変更があった方、社会保険料や国民健康保険税または生命保険料・地震保険料などを自分で支払った方

### 申告する場合に必要なもの

- 印鑑
- 平成26年中の所得を証明する書類(源泉徴収票や収入の明細・帳簿類など)
- 社会保険料や医療費などの領収書または証明書、障害者控除などを受けるための証明書または認定書

### 申告書の配布

平成26年度の市県民税の申告をした方、または申告が必要と思われる方に、市県民税申告書を2月6日(金)に発送します。申告が必要な方で申告書が届かない場合はお問い合わせください。申告書は①市民税課、②税務課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センターでも配布します。(受け付けは①市民税課、③税務課のみ)

### 申告会場

- ①税フロア(市民税課)
  - ③多目的ホール
- ※土・日曜日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開庁。

☎334-1116市民税課

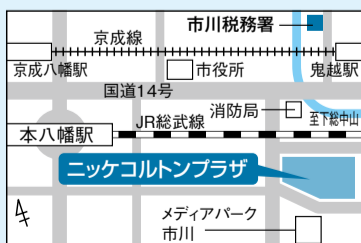
## 税務署からのお知らせ

### 市川税務署の申告書作成会場

確定申告書作成会場をニッケコルトンプラザコルトンホール(鬼高1-1-1)に開設します。

期間 2月10日(火)～3月16日(月)午前8時30分～午後4時  
※土・日曜日、祝日を除く。2月22日(日)と3月1日(日)は開設。

※市川税務署内には申告書作成会場はありません。作成済みの申告書などの提出または郵送の受け付けは市川税務署で行います。



### 税理士会による無料申告相談

時間 午前9時30分～正午、午後1時～3時

日程	会場
1月26日(月)～30日(金)	行徳文化ホール1&I
2月3日(火)～6日(金)・9日(月)	浦安市文化会館(浦安市猫実1-1-2)
1月29日(木)	市川駅行政サービスセンター
1月30日(金)	大野公民館

※小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告が対象です。

※次の方の相談は行いません=株式及び土地建物などの譲渡所得、退職所得、税理士に依頼している場合、贈与税申告、住宅借入金等特別控除。  
※各会場ともに車でのご来場はご遠慮ください。  
※計算用具、印鑑などをご持参ください。

### 法定調書の提出期限は2月2日(月)です。

法定調書は書面による提出の他、e-Taxソフト、e-Taxソフト(Web版)または光ディスク(CD・DVD)などにより提出できます。詳しくは国税庁のWebサイトをご覧ください。

☎335-4101市川税務署(〒272-8573北方1-11-10)